

令和8年2月

お客様各位

会津商工信用組合  
理事長 菊地 武

### 会津高田支店移転のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、会津高田支店は昭和34年2月に旧福島協和信用組合高田支店として開設し、地域の皆様に愛されつつ営業して参りましたが、人口減少など地域を取り巻く環境は大きく変化しております。

それらを踏まえ、当組合は経営基盤の強化を図るために店舗の再構築を目的に、会津高田支店を城南支店内に移転し店舗併設を実施することといたしました。

会津高田支店をご利用のお客様にはご不便をおかけいたしますが、今後も地域の発展に貢献して参る所存でございますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

#### 記

1. 移転日 令和8年7月27日(月)

2. 移転する店舗、移転先

移転する店舗	移転先店舗名、住所、電話番号
会津高田支店 (店番号104)	城南支店 内 〒965-0874 会津若松市南花畠3-26 電話番号 0242-28-2121 FAX番号 0242-28-2122 (電話番号・FAX番号は城南支店と共に)
移転に関するお問い合わせ先 会津商工信用組合総合企画部 電話番号 0242-22-6565	

\* 店舗移転に関して、お客様のお手続きは一切不要でございます。

移転後の口座所属店及び口座番号等の変更はございませんので、通帳・証書・キャッシュカード・ローンカードはそのまま継続してご利用いただけます。

\* 会津高田支店のATMコーナーは、令和8年7月24日(金)午後3時をもって終了させていただきます。

組合員のお客様限定サービスとして、当組合キャッシュカードによる当組合以外のATMでの入出金お取引の際にご負担いただきました手数料のうち、「月2回分まで」をお戻しする「キャッシュバックサービス」を実施しております。

詳しくは裏面をご覧ください。

以上

## 移転する店舗、移転先 略図



## 組合員のお客様限定 ATM手数料キャッシュバックサービス

組合員のお客様限定サービスとして、当組合キャッシュカードによる当組合以外のATMでの入出金お取引の際にご負担いただきました手数料のうち「月2回分まで」をお戻しする「キャッシュバックサービス」を実施しております。

\* 法人キャッシュカードの手数料キャッシュバック対象ATMは、セブン銀行ATMのみとなります。

### キャッシュバックサービス対象ATM

当組合提携の「金融機関のATM」「コンビニのATM」等

\* 法人キャッシュカードの手数料キャッシュバック対象ATMは、セブン銀行ATMのみとなります。

\* 当組合のATMは無料でご利用いただけます。

### ご利用の対象

当組合の普通預金のキャッシュカードをお持ちの組合員のお客様。

### キャッシュバックの方法

当月にご負担いただきました利用手数料（※1）の月2回分まで（※2）を、翌月20日（窓口休業日の場合には前営業日）にお客様のお取引された口座へご入金（※3）いたします。

※1 振込手数料は対象外とさせていただきます。

※2 毎月1日～末日のご利用における、1回目と2回目の入出金お取引でご負担いただいた手数料がキャッシュバックの対象となります。3回目以降は所定の手数料がかかります。

※3 通帳の適用欄には「手数料返戻」と印字されます。

\* 翌月20日（窓口休業日の場合には前営業日）以前にお取引された口座を解約された場合は無効となりますのでご注意ください。